

災害時における緊急情報放送に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と長岡移動電話システム株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急情報放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小千谷市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、本市域に密着した緊急の放送を通じて、迅速に災害情報及び防災情報を周知することにより被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な災害等の非常の状態をいう。
- （2）「緊急情報放送」とは、前条の目的を達成するため、甲と乙の定める緊急情報放送基準に基づき、乙の運営するコミュニティFM放送局「FMながおか」の放送設備を使用し、「FMながおか」が予定する番組放送に優先して災害及び防災に関する情報を放送することをいう。

（基本姿勢）

第3条 緊急情報放送に際しての留意事項は、次のとおりとする。

- （1）甲は、乙に対して可能な限り災害に関する情報提供に努めるものとする。
- （2）乙は、報道機関に情報提供を行うときは、公平性を確保するものとする。

（緊急情報放送方式）

第4条 緊急情報放送方式及び緊急情報放送実施者は次のとおりとする。

緊急情報放送方式		緊急情報放送実施者
要請に基づく放送	甲が収集した災害情報等を乙に提供し甲の要請に基づき乙のアナウンサーがスタジオから放送する。	FMながおか
緊急割込放送	災害情報等を甲の職員が市役所又は消防本部に設置された緊急割込放送装置により放送する。	小千谷市
緊急告知起動放送	災害情報等を甲の職員が市役所又は消防本部に設置された緊急割込放送装置により、緊急信号を発信し放送する。 緊急告知受信端末を起動する信号には、Comfis 信号等を用いる。	小千谷市 FMながおか

(緊急情報放送基準及び内容)

第5条 緊急情報放送基準及び内容は、次のとおりとする。

(1) 要請に基づく放送

(ア) 甲は災害の状況により放送局を利用することが適切と認めるときは、乙に対して、災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を要請することができる。

(イ) 甲は、次に掲げる事項を明らかにして要請することとする。

- ・放送要請の理由
- ・放送事項
- ・放送希望日時
- ・その他必要な事項

(ウ) 要請は原則として文書で行い、緊急かつやむを得ない場合には、電話又は口頭によることとする。

(エ) 乙は、甲から放送要請を受けた時は、遅滞なく放送を行うこととする。

(2) 緊急割込放送

(ア) 甲は災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等、緊急に住民に対し周知する必要がある場合は、緊急割込放送の要請をすることができる。

(イ) 緊急割込放送により放送要請をすることができるものは、次に掲げる事項とする。

- ・住民への警報、通知等
- ・災害時における混乱を防止するための指示等
- ・その他、市長が特に必要と認めた事項

(ウ) 緊急割込放送を要請するときは、甲は乙に対してあらかじめ電話等により放送要請の予告をした後、行うこととする。この場合、事後において速やかに文書を提出することとする。

(3) 緊急告知起動放送

(ア) 甲は、緊急割込放送が必要な場合で、特に緊急に住民に対し周知する必要がある場合は、緊急告知起動放送の要請をすることができる。

(イ) 緊急告知起動放送により放送要請をすることができるものは、次に掲げる事項とする。

- ・住民への警報、通知等
- ・災害時における混乱を防止するための指示等
- ・その他、市長が特に必要と認めた事項

(ウ) 緊急告知起動放送を要請するときは、甲は乙に対してあらかじめ電話等により放送要請の予告をした後、行うこととする。この場合、事後において速やかに文書を提出することとする。

(連絡責任者)

第6条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲は危機管理室長、乙は放送局長をそれぞれ連絡責任者としてすることとする。

(費用の負担)

第7条 乙は、緊急情報放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、放送時間が長期間に及ぶ場合は、別途協議するものとする。

(緊急情報放送の実施報告)

第8条 甲は、緊急情報放送を行ったときは、その放送日時、回数、内容等を記載した報告書を作成し、連絡責任者の決裁を経た後に乙に送付するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲・乙いずれからも解約その他の申し出がない場合には、同一条件で協定期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定書に関する疑義及び定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年11月 1日

甲 小千谷市城内2丁目7番5号
小千谷市長 谷井靖夫

乙 新潟県長岡市今朝白1-8-18 長岡DNビル
長岡移動電話システム株式会社
代表取締役 脇屋雄介